

## 基本手当日額の計算式及び金額(令和5年8月1日～)

## 1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,746円以上5,110円未満	$y = 0.8w$
5,110円以上12,580円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5110) / (12580 - 5110)\}w$
12,580円超 15,430円以下	$y = 0.5w$
15,430円超	$y = 7,715$

## 2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,746円以上5,110円未満	$y = 0.8w$
5,110円以上12,580円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5110) / (12580 - 5110)\}w$
12,580円超 16,980円以下	$y = 0.5w$
16,980円超	$y = 8,490$

## 3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,746円以上5,110円未満	$y = 0.8w$
5,110円以上11,300円以下	$\begin{cases} y = 0.8w - 0.35\{(w - 5110) / (11300 - 5110)\}w \\ y = 0.05w + (11300 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
11,300円超 16,210円以下	$y = 0.45w$
16,210円超	$y = 7,294$

## 4. 基準日において30歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,746円以上5,110円未満	$y = 0.8w$
5,110円以上12,580円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5110) / (12580 - 5110)\}w$
12,580円超 13,890円以下	$y = 0.5w$
13,890円超	$y = 6,945$

(注)1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。

2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。